

九州大学学内共同教育研究センター規則

平成26年度九大規則第92号
制定：平成27年 2月24日
最終改正：令和 4年 4月19日
(令和4年度九大規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第3項の規定に基づき、学内共同教育研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 各センターの目的及び業務は、別表1に定めるとおりとする。

(組織的な連携)

第2条の2 各センターは、学則第13条第1項各号に掲げる機能を担う組織として、別表1に定める業務の実施に当たり、センターと最も関連する部局との組織的な連携体制の下で、センターの内部組織を編制するものとする。

- 2 各センターの長（以下「センター長」という。）は、前項の規定に基づくセンターと最も関連する部局について、対象となる部局の長と協議の上、総長に推薦するものとする。
- 3 総長は、前項の規定に基づき推薦されたセンターと最も関連する部局について、企画委員会の議を経て、センターと最も関連する部局を決定するものとする。この場合において、総長が必要と認める場合は、センターと最も関連する部局を変更することができる。
- 4 各センターの最も関連する部局は、別表2のとおりとする。

(運営委員会等)

第3条 各センターに、運営委員会等を置く。

- 2 運営委員会等は、センター長がつかさどる教育研究等に関する事項について審議し、及びセンター長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 各運営委員会等の名称及び構成員は、別表3のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、別表2で定める最も関連する部局の長又は当該部局の長が指名する者を構成員に加えるものとする。ただし、前項の規定により、構成員として指定されている場合はこの限りでない。

第4条 運営委員会等に委員長を置き、原則として当該センター長をもって充てる。ただし、次に掲げる委員会にあっては、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 熱帯農学研究センター 委員の互選により選出された者
- (2) 韓国研究センター 国際を担当する理事
- (3) EUセンター 国際を担当する理事

2 委員長は、運営委員会等を主宰する。

第5条 運営委員会等は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 運営委員会等が必要と認めるときは、運営委員会等に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 運営委員会等の委員に任期を付す場合の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 センターに、専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

(協力教員)

第7条 センターに、別表1に定めるセンターの目的を達成するため、協力教員を置くことができる。

- 2 協力教員は、九州大学（以下「本学」という。）の教員のうちから、センター長の申出に基づ

き、総長が任命する。

3 協力教員の任期は、2年とし、再任されることができる。

(アドバイザー等)

第8条 センターに、センターの運営に関し指導・助言を求めため、アドバイザー等を置くことができる。

2 アドバイザー等は、学内外の有識者のうちからセンター長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

3 センターに、必要に応じ、アドバイザー等から組織されるアドバイザリー委員会等を置くことができる。

(実験生物環境制御センター)

第9条 実験生物環境制御センターに、実験施設を置く。

2 前項の実験施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(アイソトープ統合安全管理センター)

第10条 アイソトープ統合安全管理センター(以下この条及び次条において「センター」という。)に、次に掲げる実験施設等を置く。

(1) アイソトープ総合センター病院地区実験室

(2) アイソトープ総合センター伊都地区実験室

(3) 核燃料物質取扱施設

第11条 前条の各実験施設等に、室長又は施設長を置く。

2 室長及び施設長は、本学の教授及び准教授のうちからセンター長の推薦により、総長が任命する。

3 室長及び施設長は、センター長を助け、当該実験施設の業務を掌理する。

4 室長及び施設長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(中央分析センター)

第12条 中央分析センター(以下この条から16条までにおいて「センター」という。)に、伊都分室を置く。

第13条 前条の伊都分室に、室長を置く。

2 室長は、本学の教授のうちからセンター長の推薦により、総長が任命する。

3 室長は、センター長を助け、当該分室の業務を掌理する。

4 室長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 センター長は、センター以外の部局が管理する分析装置、測定装置及び試料作成装置等(以下「部局管理装置」という。)の有効利用を図るため、当該部局の長との協議の上、共同利用に供することが適当と認められる部局管理装置をセンターに登録し、大型高性能分析装置及び測定装置の共同利用に関する業務に利用することができる。

2 前項の装置の登録に関し必要な事項は、センター委員会が別に定める。

第15条 センターの利用を希望する者は、センター長の許可を得なければならない。

2 センター長は、別表1に定めるセンターの目的を妨げない範囲内で、他大学及び民間機関等に所属する研究者にセンターを利用させることができる。

3 センター長は、センターに登録された部局管理装置の利用を希望する者がいる場合は、当該装置を管理する部局の長との協議の上、当該利用の許可又は不許可を決定する。

4 前項のほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

第16条 センター又は伊都分室における具体的事項を円滑に処理するため、それぞれ幹事若干人を置くことができる。

2 センター又は伊都分室の幹事は、それぞれ運営委員会又は伊都分室委員会の同意を得てセンター長が委嘱する。

(留学生センター)

第17条 留学生センターに、外国人留学生等に対し日本語等の教育を行うため、次に掲げるコ

ースを置く。

- (1) 日本語研修コース
- (2) 日本語・日本文化研修コース
- (3) 日韓共同理工系学部留学生予備教育コース
- (4) 外国人短期留学コース

2 前項のコースに関し必要な事項は、別に定める。

(医療系統合教育研究センター)

第18条 医療系統合教育研究センター（以下この条において「センター」という。）に業務主任を置き、センターの教員のうちからセンター長が指名する。

2 業務主任は、センター長の命を受け、センターの業務を整理する。

(超顕微解析研究センター)

第19条 超顕微解析研究センター（以下この条から23条までにおいて「センター」という。）に、主任を置く。

2 主任は、本学の教員のうちから、センター長の推薦により、総長が任命する。

3 主任は、センター長を助けてセンターの業務を整理する。

4 主任の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該主任への就任時におけるセンター長の任期の終期を超えることはできない。

第20条 委員長は、センターの運営の具体的、専門的事項に関し必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

第21条 センターの設備等の使用を希望する者は、センター長の許可を得なければならない。

第22条 前条のほか、センターの設備等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第23条 センターの施設及び設備の維持管理並びに予算の経理その他センターの管理は、工学研究院において行う。

2 センターの管理運営の円滑な実施に資するため、工学研究院長は、前項の管理に関し必要があると認めるときは、適宜センター長と協議することができる。

(西部地区自然災害資料センター)

第24条 西部地区自然災害資料センター（以下この条から26条までにおいて「センター」という。）に、主任を置く。

2 主任は、本学の専任の准教授、講師又は助教のうちからセンター長の推薦により、総長が任命する。

3 主任は、資料の整理・検索等センターの業務を処理する。

第25条 委員長は、センターの運営及び研究の具体的、専門的事項に関し必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

第26条 センターの利用を希望する者は、運営委員会の定めるところにより、センター長の許可を得なければならない。

(大学文書館)

第27条 文書館（以下この条から31条までにおいて「文書館」という。）に、次に掲げる室を置く。

法人文書資料室

大学史資料室

史料情報室

第28条 前条に規定する室に、それぞれ室長を置く。

2 室長は、本学の教職員のうちから、センター長が任命する。

3 室長は、当該室の業務を掌理する。

第29条 第27条に規定する室に、室員として教員及び事務職員を置くことができる。

2 室員は、室長の命を受け、大学文書館の業務を処理する。

第30条 文書館に、別表1に定める文書館の目的を達成するため、次に掲げる兼任の職員を置く。

- (1) 本学の教員のうちから、センター長の推薦により総長が任命する者

(2) 総務部総務課長

2 前項第1号に規定する兼任の職員の任期は、2年とし、再任されることができる。

第31条 文書館が所蔵する資料の利用に関し必要な事項は、総長が別に定める。

(アドミッションセンター)

第32条 アドミッションセンターの職員は、本学の教員のうちから、センター長の推薦により総長が任命する者をもって充てることができる。

(加速器・ビーム応用科学センター)

第33条 加速器・ビーム応用科学センターに、次の施設を置く。

(1) F F A G 加速器施設

(2) ガンマ線照射施設

(キャンパスライフ・健康支援センター)

第34条 次に掲げる地区にキャンパスライフ・健康支援センターの分室を置く。

(1) 伊都地区センターゾーン

(2) 伊都地区ウエストゾーン

(3) 病院地区

(4) 筑紫地区

(5) 大橋地区

(事務)

第35条 センターに関する事務は、別表4に定める事務組織において処理する。

(雑則)

第36条 この規則に定めるもののほか、各センターの組織及び運営に関し必要な事項は、各運営委員会等の議を経て、各センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に次項に掲げる廃止前の規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき、運営委員会等相当の委員又は協力教員その他の役職に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、その任期については、旧規則により在任した期間を控除した期間とする。

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 九州大学生物環境利用推進センター規則(平成22年度九大規則第143号)

(2) 九州大学熱帯農学研究センター規則(平成16年度九大規則第32号)

(3) 九州大学アイソトープ総合センター規則(平成16年度九大規則第34号)

(4) 九州大学中央分析センター規則(平成16年度九大規則第35号)

(5) 九州大学留学生センター規則(平成16年度九大規則第36号)

(6) 九州大学総合研究博物館規則(平成16年度九大規則第37号)

(7) 九州大学システムL S I 研究センター規則(平成16年度九大規則第38号)

(8) 九州大学国際宇宙天気科学・教育センター規則(平成23年度九大規則第91号)

(9) 九州大学韓国研究センター規則(平成16年度九大規則第40号)

(10) 九州大学医療系統合教育研究センター規則(平成16年度九大規則第41号)

(11) 九州大学超伝導システム科学研究センター規則(平成16年度九大規則第43号)

(12) 九州大学感性融合デザインセンター規則(平成16年度九大規則第44号)

(13) 九州大学産学連携センター規則(平成16年度九大規則第45号)

(14) 九州大学超顕微解析研究センター規則(平成25年度九大規則第91号)

(15) 九州大学環境安全センター規則(平成16年度九大規則第47号)

(16) 九州大学西部地区自然災害資料センター規則(平成16年度九大規則第48号)

(17) 九州大学大学文書館規則(平成16年度九大規則第201号)

(18) 九州大学ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター規則(平成22年度九大規則第48号)

- (19) 九州大学アドミッションセンター規則（平成16年度九大規則第54号）
- (20) 九州大学水素エネルギー国際研究センター規則（平成16年度九大規則第55号）
- (21) 九州大学未来化学創造センター規則（平成16年度九大規則第198号）
- (22) 九州大学バイオアーキテクチャーセンター規則（平成16年度九大規則第199号）
- (23) 九州大学鉄鋼リサーチセンター規則（平成16年度九大規則第200号）
- (24) 九州大学低温センター規則（平成17年度九大規則第43号）
- (25) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター規則（平成18年度九大規則第45号）
- (26) 九州大学稲盛フロンティア研究センター規則（平成19年度九大規則第30号）
- (27) 九州大学炭素資源国際教育研究センター規則（平成19年度九大規則第70号）
- (28) 九州大学シンクロトロン光利用研究センター規則（平成21年度九大規則第16号）
- (29) 九州大学先端融合医療創成センター規則（平成21年度九大規則第17号）
- (30) 九州大学極限プラズマ研究連携センター規則（平成21年度九大規則第38号）
- (31) 九州大学有体物管理センター規則（平成21年度九大規則第64号）
- (32) 九州大学分子システム科学センター規則（平成22年度九大規則第3号）
- (33) 九州大学日本エジプト科学技術連携センター規則（平成22年度九大規則第14号）
- (34) 九州大学プラズマナノ界面工学センター規則（平成22年度九大規則第31号）
- (35) 九州大学先端医療イノベーションセンター規則（平成22年度九大規則第32号）
- (36) 九州大学EUセンター規則（平成22年度九大規則第49号）
- (37) 九州大学環境発達医学研究センター規則（平成22年度九大規則第76号）
- (38) 九州大学ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター規則（平成23年度九大規則第39号）
- (39) 九州大学バイオメカニクス研究センター規則（平成23年度九大規則第69号）
- (40) 九州大学次世代燃料電池産学連携研究センター規則（平成23年度九大規則第73号）
- (41) 九州大学科学技術イノベーション政策教育研究センター規則（平成23年度九大規則第104号）
- (42) 九州大学先端素粒子物理研究センター規則（平成24年度九大規則第12号）
- (43) 九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター規則（平成24年度九大規則第31号）
- (44) 九州大学分子システムデバイス国際リーダー教育センター規則（平成24年度九大規則第38号）
- (45) 九州大学オルガネラホメオスタシス研究センター規則（平成24年度九大規則第43号）
- (46) 九州大学水素材料先端科学研究センター規則（平成24年度九大規則第60号）
- (47) 九州大学アジア埋蔵文化財研究センター規則（平成24年度九大規則第62号）
- (48) 九州大学エネルギー基盤技術国際教育研究センター規則（平成24年度九大規則第63号）
- (49) 九州大学キャンパスライフ・健康支援センター規則（平成24年度九大規則第64号）
- (50) 九州大学味覚・嗅覚センサ研究開発センター規則（平成25年度九大規則第42号）
- (51) 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター規則（平成25年度九大規則第48号）
- (52) 九州大学アジア太平洋未来研究センター規則（平成25年度九大規則第79号）
- (53) 九州大学サイバーセキュリティセンター規則（平成26年度九大規則第61号）

附 則（平成27年度九大規則第3号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第20号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第27号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第5号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。
附 則（平成28年度九大規則第23号）
この規則は、平成28年10月1日から施行する。
附 則（平成28年度九大規則第70号）
この規則は、平成29年1月1日から施行する。
附 則（平成28年度九大規則第97号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成29年度九大規則第2号）
この規則は、平成29年6月1日から施行する。
附 則（平成29年度九大規則第11号）
この規則は、平成29年10月1日から施行する。
附 則（平成29年度九大規則第41号）
この規則は、平成30年1月1日から施行する。
附 則（平成29年度九大規則第49号）
この規則は、平成30年1月24日から施行する。
附 則（平成29年度九大規則第66号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（平成29年度九大規則第81号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（平成30年度九大規則第13号）
この規則は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
附 則（平成30年度九大規則第19号）
この規則は、平成30年8月2日から施行する。ただし、別表1、別表2及び別表3の味覚・嗅覚センサ研究開発センターに係る改正規定は、平成30年11月1日から施行する。
附 則（平成30年度九大規則第23号）
この規則は、平成30年10月1日から施行する。
附 則（平成30年度九大規則第45号）
この規則は、平成30年12月1日から施行する。
附 則（平成30年度九大規則第67号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（令和元年度九大規則第5号）
この規則は令和元年10月1日から施行する。
附 則（令和元年度九大規則第20号）
この規則は令和元年11月1日から施行する。
附 則（令和元年度九大規則第28号）
この規則は令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和2年度九大規則第1号）
この規則は令和2年7月1日から施行する。
附 則（令和2年度九大規則第49号）
この規則は令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和3年度九大規則第4号）
この規則は、令和3年5月1日から施行する。
附 則（令和3年度九大規則第37号）
この規則は、令和3年7月30日から施行する。
附 則（令和3年度九大規則第79号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年度九大規則第2号）
この規則は、令和4年5月1日から施行する。

別表 1

(1)主に教育又は研究活動を支援（学則第13条第1項第1号関係）

センター名	目的	業務
実験生物環境制御センター	高度制御環境及び高度清浄環境からなる生物材料の飼育栽培環境を、本学において教育研究に従事する者に提供することにより、本学の教育研究の進展に資すること。	(1) 高度制御環境下における植物、昆虫、水生生物及び下等脊椎動物の栽培又は飼育の支援に関すること。 (2) 高度清浄環境下における実験用高等脊椎動物の飼養の支援に関すること。 (3) 高度制御環境下及び高度清浄環境下における生物実験の実施に関連する関係法令等への対応の支援に関すること。
アイソトープ統合安全管理センター	放射性同位元素及び核燃料物質等に関する教育研究を行うとともに、教員その他の者の共同利用に供すること及び本学における放射線安全管理を総括すること。	(1) 実験施設等の放射線安全管理に関すること。 (2) 実験施設等の核燃料安全管理に関すること。 (3) 放射性同位元素等の取扱者に対する教育訓練に関すること。 (4) 放射線・放射性同位元素を利用した研究・教育支援に関すること。 (5) 放射線関連情報の収集、管理及び公開に関すること。 (6) 放射線による健康影響評価に関すること。
中央分析センター	本学において教育研究に従事する者のために教育研究上必要な分析及び試料作成等を行うことにより、本学の教育研究の進展に資すること。	(1) 大型高性能分析装置及び測定装置の共同利用に関すること。 (2) 各種分析及び測定を行い、データを提供すること。 (3) 大型試料作成装置による研究用特殊試料の作成を行うこと。 (4) 各種分析、測定及び試料作成に関する教育研究及び広報に関すること。
留学生センター	外国人留学生及び海外留学を希望する学生に、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に資すること。	(1) 外国人留学生に対する日本語、日本文化・日本事情等に関する教育を行うこと。 (2) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言を行うこと。 (3) 海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言を行うこと。 (4) その他留学生交流の推進に関し必要な事項
医療系統合教育研究センター	医学、歯学、薬学及び保健学の分野の教育における共通基盤教育（以下「医療系統合教育」という。）に関する研究を行い、	(1) 医療系統合教育の研究に関すること。 (2) 医療系統合教育に係る自己点検・評価の方法の研究に関すること。 (3) 医療系統合教育の企画及び実施の支援に関すること。

	その改善充実に資するとともに、医学部、歯学部、薬学部、医学系学府、歯学府、薬学府、生体防御医学研究所及び病院が行う医療系統合教育に係る企画及び実施を支援すること並びに病院地区における教育資源の共有化を図ること。	ること。 (4) 医療系統合教育に関する情報の提供に関すること。 (5) その他センターの業務に関すること。
超顕微解析研究センター	物質の微細な構造と状態に関する顕微解析研究を学内外の連携の下に推進し、顕微解析の国際的研究拠点を形成すること。	(1) 顕微解析による物質の微細構造研究に関すること。 (2) 顕微解析施設を活用した共同研究に関すること。 (3) 顕微解析施設の共同利用に関すること。 (4) センターの学術的研究成果の社会への普及に関すること。
西部地区自然災害資料センター	自然災害に関する資料を収集・整理し、本学の教員その他の者の求めに応じて資料を検索・提供するとともに、自然災害に関する研究を行うこと。	(1) 自然災害・突発災害に関する資料の収集及び保存に関すること。 (2) センター所蔵資料・図書の活用に関すること。 (3) 災害関連の調査・研究に関すること。 (4) センターと自然災害研究協議会等他機関による災害関連の連携に関すること。 (5) 災害関連のセンターニュースの発刊に関すること。
低温センター	低温実験等に不可欠な液体ヘリウム、液体窒素等（以下「寒剤」という。）を安全かつ安定的に供給するとともに、寒剤利用者に対する保安教育及び寒剤利用者の低温実験等の支援を行うこと。	(1) 全学の寒剤の供給に関すること。 (2) 高圧ガス関係法令に基づく寒剤利用者の安全教育に関すること。 (3) 寒剤にかかる技術の研究に関すること。 (4) 寒剤利用による教育・共同研究の支援、低温実験等に必要の安全対策の指導に関すること。 (5) 寒剤利用者への情報提供に関すること。
加速器・ビーム応用科学センター	量子ビームを安定的に供給し、量子ビームの利用者に対する教育研究上の支援及び安全教育を行うとともに、加速器及び量子ビームに係る研究開発を行うこと。	(1) 加速イオン、ガンマ線その他の量子ビームの供給に関すること。 (2) 量子ビームを利用した基礎研究及び応用研究の支援に関すること。 (3) 前2号の業務を有効に実施するための加速器開発並びにビーム利用の手法及び応用技術の研究に関すること。 (4) 量子ビームの利用者に対する安全確保及び安全教育に関すること。
シンクロトロン光利用研究センター	シンクロトロン光を活用したマテリアル研究等を通じ、人類が直面するエネルギー・環境問題の解決のための研究を推進し、この分野における人材を育成するとともに、他機関との共同研究等を推進し、センターの共同利用を促進すること。	(1) シンクロトロン光支援マテリアル研究に関すること。 (2) 九州大学ビームライン及び分析付帯装置（佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに設置。）を活用した共同研究及びセンターの共同利用に関すること。 (3) センターの学術的研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。

有体物管理センター	九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号）第2条第1項第9号に規定する成果有体物の管理、有効活用及び移転に関する研究開発を行うとともに、成果有体物を全学的に管理及び活用することにより、本学の教育研究の進展に資すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 成果有体物の管理、活用及び移転に係る研究開発に関すること。 (2) 成果有体物の全学的管理及び活用に関すること。 (3) 成果有体物を活用した産学官連携及び研究プロジェクトの推進に関すること。 (4) 成果有体物の管理、活用及び移転に係る教育・人材育成に関すること。 (5) 成果有体物の管理、活用及び移転に係る情報収集・広報に関すること。
日本エジプト科学技術連携センター	エジプト日本科学技術大学（以下「E-JUST」という。）と連携して、E-JUSTの教育研究を支援するとともに、エジプトとの研究協力及び学術交流を推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) E-JUST 電子・通信工学専攻における教育研究の支援に関すること。 (2) 共同研究のための研究者受入及び教員の派遣に関すること。 (3) E-JUST の運営に関する研修プログラムの開発・実施に関すること。 (4) E-JUST からの留学生受入プログラムの開発・実施に関すること。 (5) 日本語、日本文化、日本事情教育及びアラビア語、中東事情、中東文化教育プログラムの開発・実施に関すること。 (6) E-JUST とのダブルディグリープログラムの開発・実施に関すること。
EUセンター	本学の学生及び職員の欧州連合（以下「EU」という。）に対する知識と理解を深める活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) EUに係る研究・教育活動に関すること。 (2) EUとの学術・教育交流活動に関すること。 (3) EUに係るアウトリーチ活動に関すること。 (4) 国内及び国外のEUインスティテュート等との連携を推進すること。 (5) EU研究ディプロマプログラムの実施に関すること。

(2)主に教育又は研究を推進（学則第13条第1項第2号関係）

センター名	目的	業務
熱帯農学研究センター	本学における熱帯農学に関する研究・教育・国際協力を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 熱帯農学に関する総合的・学際的な研究教育に関すること。 (2) 熱帯農学に関する開発途上国への国際協力に関すること。 (3) 熱帯農学に関する研究者・関係機関とのネットワーク構築に関すること。 (4) 熱帯農学に関する標本・資料の収集保存に関すること。 (5) センターの研究成果の社会への普及に関すること。
総合研究博物館	学術標本の収蔵、分析、展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれら	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学術標本の調査・収集、分類・保存及びその理論・方法の教育と研究に関すること。 (2) 学術標本の先端的分析法による新たな学術情

	に関する調査研究を行うとともに、学内外の教育研究活動に寄与すること。	報の抽出及びその理論・方法の教育と研究に関すること。 (3) 学術標本の展示・公開のための情報のデータベース化及びその効果的な展示・公開のための理論・方法の教育と研究に関すること。
システムLSI研究センター	システムLSIの応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、次世代の高度情報化社会におけるシステムLSIを核とした社会情報システムを構築するために当該技術の活用について調査研究するとともに、その学問体系を確立することによってシステムLSIの新たな価値を創造すること。	(1) システムLSIを活用した社会情報システムに係る研究に関すること。 (2) システムLSIの設計手法、高信頼化技術、設計自動化技術及び通信技術の研究に関すること。 (3) グリーンエネルギー技術の研究に関すること。 (4) 組込みソフトウェアの開発方法論、開発技術及び検証技術の研究に関すること。 (5) 社会情報システムの構築に係る実証研究に関すること。 (6) 社会情報システムの構築に係る研究成果の産業界への普及に関すること。 (7) システムLSIの要素技術等に係る教育に関すること。
国際宇宙惑星環境研究センター	宙空環境科学・宇宙天気科学の更なる発展を推進し、その時間軸と空間軸を拡大させた宇宙惑星環境科学を開拓すること。	(1) 国際的共同利用観測ネットワークの強化及び宇宙天気変動の観測科学・予測科学研究に関すること。 (2) 宇宙デブリ環境や地球近傍天体の監視・計測研究及び宇宙状況を認識するためのミッションの立案に関すること。 (3) プラズマ環境進化を伴う星形成、惑星磁場形成、宇宙高エネルギー粒子生成過程等の宇宙プラズマ環境形成の研究に関すること。 (4) 宙空プラズマ・大気圏結合の精査による惑星・地球大気進化過程の解明に向けた研究に関すること。 (5) 宇宙化学及び宇宙物質科学の立場から行う太陽系・惑星環境形成の研究に関すること。 (6) 宇宙に開かれた惑星生命環境進化の研究に関すること。 (7) 最新データ科学の適用による宇宙環境科学の融合研究推進に関すること。 (8) 宇宙天気科学・宇宙惑星環境科学の研究・教育における他の国際機関との連携に関すること。
韓国研究センター	韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合的な研究を行うとともに、国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートし、韓国研究の結節点として機能すること。	(1) 韓国を中心とする朝鮮半島の総合的・学際的な研究に関すること。 (2) 学内外の関連研究者の共同研究ネットワークの構築に関すること。 (3) 歴史認識問題に対する科学的・客観的な研究に関すること。 (4) 韓国を中心とする政治・経済の多角的に関すること。 (5) 日韓生活圏に係る問題を解決するための文理融合的視点を有する研究に関すること。 (6) 韓国研究のデータを蓄積し、成果を公開するこ

		と。
超伝導システム科学研究センター	超伝導システム科学に関する基礎からその応用までを目指した研究・教育を包括的に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 超伝導体に係る基礎研究及び新しい応用分野のための萌芽的研究に関すること。 (2) 超伝導体に係るシステム応用の観点からの材料科学の研究に関すること。 (3) 超伝導技術に係る医療・バイオ分野及び情報通信分野における応用研究に関すること。 (4) 超伝導技術に係る電力送配電分野及び民生応用分野における応用研究に関すること。 (5) 超伝導システム科学に関する共同研究及び研究成果の産業界への普及に関すること。 (6) 超伝導システム科学に関する技術の教育に関すること。
未来デザイン学センター	デザイン学と学内外の多様な研究分野とを結びつけ、デザイン学研究を推進すると共に、新たな学術研究領域を創出し、国際的なデザイン学の研究拠点を形成すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) デザイン学について体験的に修得する教育に関すること。 (2) デザイン学と多様な研究分野を融合した応用研究の推進に関すること。 (3) アジア地域の生活、文化及び芸術に関係するデザイン学の研究成果の国際社会への発信に関すること。 (4) 新たなデザイン学の領域の開拓に関すること。 (5) 研究成果を産業化・実用化し、戦略的に社会へ還元していくこと。 (6) その他デザイン学分野の教育研究に関すること。
グローバルイノベーションセンター	オープンイノベーション等に基づく産学官連携の推進を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) オープンイノベーション環境下で創出された独自技術をベースにした実用化プロジェクトの立案及び実施（KOINE モデル）に関すること。 (2) 先端科学技術分野、デザイン分野における本学と国内外の産業界等とのプロジェクト研究の企画及び実施に関すること。 (3) 本学と民間等との共同研究及び受託研究の企画及び実施に関すること。 (4) ベンチャー創出に関すること。 (5) その他本学と産業界等との研究協力及び学術交流の推進に関すること。
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	社会のあらゆる分野において新たな価値創造に積極的に挑戦するリーダー人材を育成するために必要なアントレプレナーシップ関連の教育及び研究を実施するとともに、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を支援すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全学学生を対象とした先進的かつ体系的なアントレプレナーシップ関連教育に関すること。 (2) アントレプレナーシップ研究及び効果的な教育手法の研究に関すること。 (3) アントレプレナーシップに関する社会・地域連携活動に関すること。 (4) アントレプレナーシップに関する情報発信及び国内外機関等との連携交流に関すること。 (5) ベンチャー・ビジネスに係る独創的研究開発の支援に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、QRECの目的を達成するために必要な業務に関すること。

水素エネルギー国際研究センター	水素の製造、貯蔵及び利用並びに社会における水素の安全性確保並びに水素エネルギーシステムに関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と、環境と調和した高度エネルギー利用社会における当該技術の利用について調査研究を行い、技術を確立すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水素製造技術の研究に関すること。 (2) 水素貯蔵技術の研究に関すること。 (3) 水素エネルギーの変換と利用技術の研究に関すること。 (4) 水素利用における安全性確保の研究に関すること。 (5) 水素に係る再生可能エネルギーシステムの研究に関すること。 (6) 水素エネルギーシステムの社会受容性向上に関する研究に関すること。 (7) 水素利用技術の研究成果の産業界への普及に関すること。 (8) 水素エネルギーシステムの教育に関すること。
未来化学創造センター	未来化学の拠点として、ナノテクノロジー、フォトニクス及びバイオテクノロジーを基盤とした新産業創出のための新規化学技術に関して集中的かつ有機的連携のもとで研究を推進し、その学問体系の確立と未来社会における化学技術の利用について調査研究を行い、応用技術を確立すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 未来社会に貢献するナノテクノロジー、バイオマテリアル、医用工学、情報科学、環境計測・工学等の未来情報物質の研究に関すること。 (2) 高度技術社会に貢献する超分子、触媒、燃料電池、光記憶材料、光工学等の新規材料・光機能材料の研究に関すること。 (3) 新たに開発した材料や手法の産業界への普及に関すること。 (4) 未来化学創造に関連した技術の教育に関すること。
鉄鋼リサーチセンター	鉄鋼の製造技術や新しい材料開発に関連して、大学と企業が共同で解決すべき課題について産学連携で取り組み、得られた研究成果を実際の鉄鋼生産に結びつけていくための国家プロジェクト研究や大型プロジェクト研究に展開させること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 製鉄・製鋼に係る高温プロセスの研究に関すること。 (2) 凝固・成形に係る創形プロセスの研究に関すること。 (3) 熱処理や相変態に係る組織制御の研究に関すること。 (4) 組織や機械的性質の解析技術の研究に関すること。 (5) 基礎研究から応用技術への展開に関すること。
グリーンテクノロジー研究教育センター	炭素循環社会の実現に資する社会、産業及び科学技術（グリーンテクノロジー）に関する研究を学際的・総合的に実施する国際研究拠点を形成するとともに、産学官との連携の下、センターの活動を通じて、グリーンテクノロジーに必要な技術又は研究を担う人材を育成すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 分散型エネルギー及び生産システムに係る技術の研究に関すること。 (2) 自然エネルギーの最大利活用技術の研究に関すること。 (3) グローバルな環境保全及び浄化技術の研究に関すること。 (4) 第一次産業・第二次産業・第三次産業を融合する技術及び社会システム技術の研究に関すること。 (5) 省エネルギーに係る材料、デバイス及びシステム技術の研究に関すること。 (6) 炭素資源の利用及び変換技術の研究に関すること。 (7) 本学の学位プログラムである「グリーンアジア国際戦略プログラム」の実施及び推進、展開方策の策定、並びにプログラムによる教育・研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。

先端医療オープンイノベーションセンター	本学の優れた要素技術開発力と臨床をつなぐゲートウェイ機能を強化し、医工学を中心とする部局を超えた人材交流を推進するとともに、知的財産管理、企業との連携等、研究の出口戦略・グローバル展開を見据えた研究の推進及びこの分野における指導的な人材の育成を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 先端医療分野における医薬品、医療機器等の研究開発に関すること。 (2) 先端融合研究開発の推進に関すること。 (3) 先端医療研究の実用化を推進する人材を育成するための教育研修に関すること。 (4) 橋渡し研究の推進、支援及び教育に関すること。 (5) 臨床研究及び治験の推進、支援及び教育に関すること。 (6) 先端医療研究の成果を活用するための各種支援及び産業界、地方自治体との連携に関すること。 (7) その他橋渡し研究、臨床研究及び治験の適正な推進に必要とされる業務に関すること。
極限プラズマ研究連携センター	非平衡・極限プラズマ研究を体系的に推進するとともに、学内外のプラズマ理工学及び関連理工学の先端科学研究と連携し、プラズマ非線形科学、プラズマ理工学、非平衡科学、核融合プラズマ科学等の基盤学理を総合的に研究すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非平衡・極限プラズマ研究に係る理論・シミュレーション・実験の研究の統合及び推進に関すること。 (2) 非平衡・極限プラズマ研究と関連先端科学研究との連携に関すること。 (3) 国際共同研究の実施並びに国際研究拠点及び国際キャリアパス拠点の形成に関すること。 (4) 非平衡・極限プラズマ研究に係る双方向国際教育の高度化に関すること。 (5) 非平衡・極限プラズマ研究に係る研究成果の普及に関すること。
分子システム科学センター	分子システム科学における研究を体系的に推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 分子システムの設計及び機能性素構造の開発と集積化に係る研究に関すること。 (2) 分子システムによるエネルギー変換及び物質変換における方法論開拓に係る研究に関すること。 (3) 生体分子システムと人工分子の融合及びソフト界面の構造・物性制御に係る研究に関すること。 (4) 分子システム化学関連分野における海外の研究拠点との連携推進に関すること。
プラズマナノ界面工学センター	プラズマとナノ界面の相互作用を中心とするプラズマ工学の基礎と応用に関する体系的な研究を推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) プラズマとナノ界面の相互作用を中心としたプラズマ基礎工学の研究に関すること。 (2) プラズマを用いた有機系及び無機系の新デバイスの研究並びに新材料の開発に関すること。 (3) プラズマを用いた太陽電池、燃料電池、廃棄物処理等の開発及び無害化の研究並びにナノ物質のリスク評価に関すること。 (4) 放電プラズマ、電磁界操作等を用いた医療・バイオ関連の研究に関すること。

環境発達 医学研究 センター	子どもの健康と環境に関する 全国調査(以下「エコチル調査」 という。)を安定的に実施する とともに、エコチル調査から得 たデータを基にした疾患発症 メカニズムを解明し、環境発達 医学を確立すること。	(1) エコチル調査に関すること。 (2) 環境発達医学の研究に関すること。 (3) 環境要因による疾患に対する臨床応用及び環 境発達医学の専門的人材の育成に関すること。 (4) 環境発達医学の成果を活用するための各種支 援及び産業界、地方自治体等との連携に関するこ と。
ユヌス& 椎木ソー シャル・ ビジネス 研究セン ター	ムハマド・ユヌス氏が提唱する ソーシャル・ビジネスを中心 に、国内外における多様な形態 のソーシャル・ビジネスの研究 を行うとともに、この分野にお ける人材の育成及び社会・地域 との連携活動を推進し、国内外 における社会的問題の解決に 貢献すること。	(1) ソーシャル・ビジネスの研究及び効果的な教育 法の研究開発に関すること。 (2) ソーシャル・ビジネスに関する社会・地域連携 活動の実施に関すること。 (3) ソーシャル・ビジネスに関する情報発信並びに 国内外機関との連携及び交流に関すること。
医用生体 工学研究 センター	医療・福祉分野への貢献を目指 し、医学・歯学・工学の研究分 野間の連携強化により医療・福 祉の現場に存在する多様なニ ーズに対応できる基礎研究を 推進するとともに、新たな実用 化研究及び研究成果の社会実 装への展開を推進すること。	(1) 生体工学分野の基礎研究に関すること。 (2) 生体工学分野における医学・歯学・工学分野の 研究者の連携に関すること。 (3) 生体工学分野のシーズの医療福祉分野のニー ズへの展開及び新たな連携の創出に関すること。 (4) 基礎研究の成果を医療・福祉分野における計測 技術、解析手法、デバイス技術及びマテリアル技 術へ展開する応用研究に関すること。
次世代燃 料電池産 学連携研 究センタ ー	本学が保有する幅広い温度領 域に対応した革新的材料のシー ズを活用し、産学官連携により 次世代型燃料電池の実用化に 向けた研究開発を推進するこ と。	(1) 産学官連携による次世代型燃料電池の研究開 発に関すること。 (2) 次世代型燃料電池分野の技術指導及び実用化 支援に関すること。 (3) 次世代型燃料電池に係る技術の基礎研究及び 萌芽研究に関すること。 (4) 次世代型燃料電池分野における他の国際拠点 との連携推進に関すること。 (5) 次世代型燃料電池分野の人材育成に関するこ と。
科学技術 イノベー ション政 策教育研 究センタ ー	科学技術イノベーション政策 に関する教育研究を行うこと。	(1) 科学技術イノベーション政策に係る教育プロ グラムの開発に関すること。 (2) 科学技術イノベーション政策に係る研究に関 すること。
先端素粒 子物理研 究センタ ー	最先端の素粒子物理学の研究 活動及び次世代の素粒子実験 計画の推進活動を行い、素粒子 物理学の国際的な研究・教育拠 点を形成すること。	(1) 素粒子物理学の実験的研究に関すること。 (2) 素粒子実験のための加速器開発及びその応用 に関すること。 (3) 素粒子実験のための測定器開発及びその応用 に関すること。 (4) 素粒子物理学の理論的研究に関すること。 (5) 次世代の素粒子実験計画の推進活動に関する こと。

分子システムデバイス産学連携教育研究センター	分子システムデバイス科学に関する産学連携をコアとした教育研究を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 分子システムデバイス産学連携教育研究の実施及び推進の統括に関すること。 (2) 分子システムデバイス産学連携教育研究の展開方策の策定に関すること。 (3) 分子システムデバイス産学連携教育研究による成果の国際社会及び地域への普及に関すること。
水素材料先端科学研究センター	水素材料（水素利用に係る金属材料、高分子材料その他の材料をいう。以下同じ。）の強度特性及びトライボロジー特性並びに水素物性等の基本原則を解明し、その科学的・技術的基盤を確立するとともに、産学官による水素材料の研究開発及び開発支援等を通じ、水素利用の安全性の確立と経済性の向上に寄与すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水素用金属材料の強度特性の研究に関すること。 (2) 水素用高分子材料の強度特性の研究に関すること。 (3) 水素用摺動材料のトライボロジー特性の研究に関すること。 (4) 水素物性の研究に関すること。 (5) 水素材料の安全評価及び管理の研究に関すること。
アジア埋蔵文化財研究センター	本学に存在する学術的な価値のある埋蔵物を教育研究資源として活用するとともに、アジアを視野に入れた埋蔵文化財の発掘、調査、分析、活用等に関する文理融合の新たな研究体制を構築し、東アジアにおける埋蔵文化財の国際研究拠点を構築すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の新たな調査及び研究法の開発と実践に関すること。 (2) 文化財の調査研究成果の公開・活用及び社会還元に関すること。 (3) 文化財の新たな精密分析手法の創出及び実践並びにデータ解析法の確立に関すること。 (4) 文化財の新たな年代測定法の開発と応用実践に関すること。 (5) 文化財の分析による歴史情報の統合を通じ、地域社会及びその展開過程の復元研究に関すること。 (6) 文理融合型基礎科学の創出に関すること。
五感応用デバイス研究開発センター	味覚・嗅覚に係る研究及び視聴覚研究を連携・融合し、五感に関する総合的な学問体系を構築すると共に、基礎研究からデバイス開発及び社会実装を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> (1) ヒトが感じる味を表現可能なセンシングデバイス技術及び食べ物の味のデータベースである食譜の確立並びに味覚、嗅覚、視覚、聴覚及び触覚の五感融合の研究に関すること。 (2) 生活空間における化学情報を計測するセンサ技術、可視化された伝達可能な匂い空間情報の創出及び超高感度匂いセンサを用いたヒト、危険物等の探知技術の研究に関すること。 (3) 味覚及び嗅覚の受容メカニズム並びに脳における情報処理メカニズムの研究に関すること。 (4) 生物の嗅覚、匂い受容体等を利用した癌、ストレス等を簡易迅速に検知するセンサの開発と医療応用に関すること。 (5) 視覚、聴覚及び体性感覚の基礎的な特性に関する実験心理学的、神経生理学的及び医療応用的研究に関すること。
持続可能な社会のための決	産学官との連携の下、本学の学位プログラムである「持続可能な社会を拓く決断科学大学院	<ul style="list-style-type: none"> (1) プログラムの実施及び推進の統括に関すること。 (2) プログラムの展開方策の策定に関すること。

断科学センター	プログラム」(以下この項において「プログラム」という。)の円滑な実施を図ること。	(3) プログラムによる教育・研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。
サイバーセキュリティセンター	社会に輩出する全学生のサイバーセキュリティリテラシーの向上、高度で先進的な教育を受けたセキュリティの専門家の育成及び先端かつ包括的なサイバーセキュリティ研究を持続的に行うこと。	(1) 国際連携に基づく世界水準のサイバーセキュリティ教育プログラムの開発とその実施支援に関すること。 (2) サイバーセキュリティ技術の先端的な研究開発に関すること。 (3) サイバーセキュリティの社会的影響に係る調査研究に関すること。 (4) サイバーセキュリティに係る教育研究のグローバル化の推進に関すること。
数理・データサイエンス教育研究センター	我が国が直面する生産性革命や第4次産業革命による成長を支える人材及び様々な学術分野での数理・DS・AIエキスパート人材の育成を図るため、本学の数理・データサイエンス分野を全学的に俯瞰し、本学における数理・データサイエンス教育研究の強化を推進すると共に、同分野に係る学内外の連携の中心的役割を担うこと。	(1) 数理・データサイエンス教育に関する教育プログラム、教材、指導方法等(以下「教育プログラム等」という。)の開発に関すること。 (2) 教育プログラム等の本学の学部及び大学院教育への提供及び普及に関すること。 (3) 部局における数理・データサイエンスに係る様々な課題やそれらの解決に必要とされる数理・データ解析技法を収集・整理すること。 (4) センターが開発した教育プログラムについて、部局ごとの需要及び教育の実施状況に応じて改編・最適化し、提供すること。 (5) データサイエンスに係るコンソーシアムへの参画等により、標準カリキュラムの開発、他大学等の教育機関及び産業界への開発したカリキュラムの普及、並びに実践教育に係る産学連携ネットワークの構築を実施すること。
植物フロンティア研究センター	植物に関する基礎・応用研究から産業展開までを学内外の連携のもとに統合的に推進し、植物科学の国際的研究拠点を形成すること。	(1) 植物の基礎・応用科学、作物生産及び流通(以下「植物の基礎・応用科学等」という。)に関する総合的・学際的な研究・教育に関すること。 (2) 植物の基礎・応用科学等に関する国際協力に関すること。 (3) 植物の基礎・応用科学等に関する研究者・関係機関とのネットワーク構築に関すること。 (4) センターの研究成果の社会への普及に関すること。果の公開・活用及び社会還元に関すること。
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	有機光エレクトロニクスに関する学理を究明し、その科学・技術基盤を確立するとともに、次世代の有機半導体デバイスの研究開発を推進すること。	(1) 産学連携による有機光エレクトロニクスの研究開発に関すること。 (2) 有機光エレクトロニクス分野の技術指導及び実用化支援に関すること。 (3) 有機光エレクトロニクスに係る技術の基礎研究及び萌芽研究に関すること。 (4) 有機光エレクトロニクス分野における他の国際拠点との連携推進に関すること。 (5) 有機光エレクトロニクス分野の人材育成に関

		すること。
都市研究センター	人口減少及び高齢化に直面する新時代に対応できる都市の持続可能な発展理論を構築し、国内外の都市の発展に向けた国際的研究拠点を形成すること。	(1) 持続可能な発展の実証可能な理論モデルの構築に関すること。 (2) 持続可能性指標の研究に関すること。 (3) 持続可能性に関する他機関とのデータベースの作成に関すること。 (4) 福祉と持続可能性についての研究に関すること。 (5) 災害を想定した持続可能性マネジメントの研究に関すること。
次世代接着技術研究センター	革新的接着技術の研究開発拠点として、マルチスケール解析により接着界面の理解を深化させ、統計数理等の手法及び知見を接着技術に適用し、社会科学の視点も織り交ぜることで、モビリティ分野での社会実装を行うこと。	(1) 産学連携による次世代接着技術の研究開発及び実装に関すること。 (2) 高分子材料分野の基礎研究、技術指導及び実用化支援に関すること。 (3) 界面工学分野の基礎研究、技術指導及び実用化支援に関すること。 (4) 接着技術分野における他拠点との連携推進に関すること。 (5) 接着技術分野の人材育成に関すること。
先進電気推進飛行体研究センター	航空機の電気推進化及び飛ぶ車の開発を行い、新しい産業の創生につながる応用及び実用化に関する研究を推進すること。	(1) 小型・軽量かつ高効率な電気推進システムを搭載した電動航空機の研究開発に関すること。 (2) 飛ぶ車の研究開発に関すること。 (3) 先進電気推進飛行体分野の人材育成に関すること。 (4) 先進電気推進飛行体の産業及び社会への波及効果に係る研究及び新産業創成の推進に関すること。 (5) 先進電気推進飛行体に関する技術の産業界への普及に関すること。
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	二酸化炭素循環に関する基礎研究を行い、大気からのCO ₂ 回収から炭素資源変換までを連続・一貫して行うシステム・技術（以下「NET」という。）を創出し、その社会実装に向けた応用研究を推進すること。	(1) NETの研究開発に関すること。 (2) NETに係る技術の基礎研究及び萌芽研究に関すること。 (3) NETの産業及び社会への波及効果に係る研究及び新産業創成の推進に関すること。 (4) NET分野の人材育成に関すること。 (5) NET分野における共同研究に関すること。

ラーニングアナリティクスセンター	教育システムの運用、教育データの管理、データ分析・可視化技術の開発、教育・学習改善の支援等のラーニングアナリティクス（以下「LA」という。）に関する研究活動を組織的に実践するための拠点となり、LAの研究成果を学内外に広く普及させ、データに基づく教育・学習の改善に貢献すること。	(1) LA研究に関すること。 (2) LAに関する教育システムの運用及び利用支援に関すること。 (3) 学内の各システムから教育に関するデータを集約した全学LAデータベースの管理に関すること。 (4) 全学LAデータベースに蓄積された教育データの二次利用に関すること。
洋上風力研究教育センター	世界最高水準の洋上風力関連研究・教育拠点を形成し、洋上風力発電に関する革新技术の創出と人材育成によって、カーボンニュートラルな社会の実現に貢献すること。	(1) 風車ウエイクの相互干渉を考慮した洋上ウィンドファームの最適設計手法の開発及びリアルタイム発電量予測システムの開発に関すること。 (2) 新概念風車システムの開発研究、漁業協調浮体式洋上風力発電の実用化研究及びTLP型浮体式洋上風況マストの開発に関すること。 (3) 風車・浮体・係留・制御系一体動揺解析ツールの開発、浮体構造物の安全性評価手法の開発及びダイナミックケーブル並びに海底ケーブルの安全性評価手法の開発に関すること。 (4) ビッグデータとDXによるエネルギーマネジメントの最適化、水素変換とエネルギー貯蔵技術の開発、消費者需要と社会的受容に関する実証分析及びカーボンニュートラルに向けた政策・行動変容の評価・提言に関すること。

(3) その他全学業務を推進（学則第13条第1項第3号関係）

センター名	目的	業務
環境安全センター	化学物質の安全管理、廃棄物の適正処理及び環境の保全を図ること。	(1) 化学物質の管理に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。
大学文書館	本学に関わる法人文書等の資料を収集、整理、保存、公開し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、その資料を学生、職員その他一般の利用に供すること。	(1) 資料の収集、整理、保存及び公開に関すること。 (2) 資料の調査・研究に関すること。 (3) 資料の活用に関すること。 (4) その他大学資料に関すること。
アドミッションセンター	入学者選抜制度の開発研究を行うこと。	(1) 入学者選抜制度の開発研究に関すること。 (2) 入学者選抜に係る調査分析に関すること。 (3) 入学者選抜方法の改善の企画・立案に関すること。 (4) 入学者選抜に係る広報に関すること。

<p>キャンパスライフ・健康支援センター</p>	<p>本学における学生及び職員の心身の健康増進並びに充実した修学環境の確保に関し、専門的な立場から支援すること。</p>	<p>(1) 学生及び職員の健康維持・増進の支援並びに健康管理に関すること。 (2) 学生生活、修学又はメンタルヘルスに係る相談及び支援に関すること。 (3) 障がいをもつ学生への支援に関すること。 (4) 修学支援又はメンタルヘルスに係る支援が必要な学生の把握及びそれらの支援に関する各部署間の連携に関すること。 (5) 学生の健康情報データの収集分析及びセルフケア能力の育成に関すること。 (6) センターの業務に関連する分野の学生支援に係るファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関すること。</p>
--------------------------	--	---

別表 2

センターの機能	センター名	最も関連する部局
主に教育又は研究活動を支援	実験生物環境制御センター	農学研究院
	アイソトープ統合安全管理センター	理学研究院
	中央分析センター	総合理工学研究院 工学研究院 先導物質化学研究所
	医療系統合教育研究センター	医学研究院 歯学研究院 薬学研究院
	超顕微解析研究センター	工学研究院 総合理工学研究院
	西部地区自然災害資料センター	工学研究院
	低温センター	理学研究院 システム情報科学研究院
	加速器・ビーム応用科学センター	理学研究院 工学研究院
	シンクロトロン光利用研究センター	理学研究院 工学研究院 総合理工学研究院 先導物質化学研究所
	有体物管理センター	農学研究院 生体防御医学研究所
	日本エジプト科学技術連携センター	システム情報科学研究院
主に教育又は研究を推進	EUセンター	経済学研究院 法学研究院
	熱帯農学研究センター	農学研究院
	システムLSI研究センター	システム情報科学研究院
	国際宇宙惑星環境研究センター	理学研究院
	韓国研究センター	人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 農学研究院
	超伝導システム科学研究センター	システム情報科学研究院
	未来デザイン学センター	芸術工学研究院
	グローバルイノベーションセンター	総合理工学研究院 芸術工学研究院 学術研究・産学官連携本部
ロバート・ファン／アントレプレナ	基幹教育院	

ーシップ・センター	学術研究・産学官連携本部
水素エネルギー国際研究センター	工学研究院 次世代燃料電池産学連携研究センター 水素材料先端科学研究センター
未来化学創造センター	工学研究院
鉄鋼リサーチセンター	工学研究院
グリーンテクノロジー研究教育センター	総合理工学研究院 先端物質化学研究所 応用力学研究所
先端医療オープンイノベーションセンター	病院 医学研究院 薬学研究院
極限プラズマ研究連携センター	応用力学研究所
分子システム科学センター	工学研究院
プラズマナノ界面工学センター	システム情報科学研究院
環境発達医学研究センター	医学研究院
医用生体工学研究センター	工学研究院
次世代燃料電池産学連携研究センター	工学研究院 水素エネルギー国際研究センター
先端素粒子物理研究センター	理学研究院
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	工学研究院
水素材料先端科学研究センター	工学研究院
アジア埋蔵文化財研究センター	比較社会文化研究院 人文科学研究院 人間環境学研究院 総合研究博物館
五感応用デバイス研究開発センター	システム情報科学研究院
サイバーセキュリティセンター	情報基盤研究開発センター システム情報科学研究院
数理・データサイエンス教育研究センター	システム情報科学研究院
植物フロンティア研究センター	農学研究院 理学研究院
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	工学研究院
都市研究センター	工学研究院
次世代接着技術研究センター	工学研究院
先進電気推進飛行体研究センター	システム情報科学研究院

	ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所
	ラーニングアナリティクスセンター	情報基盤研究開発センター システム情報科学研究院
	洋上風力研究教育センター	工学研究院 システム情報科学研究院 応用力学研究所 マス・フォア・インダストリ研究所 エネルギー研究教育機構 グローバルイノベーションセンター 学術研究・産学官連携本部
その他全学業務を推進	アドミッションセンター	基幹教育院
	キャンパスライフ・健康支援センター	基幹教育院

別表3

センター名	運営委員会等の名称	運営委員会等の構成員
実験生物環境制御センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教員（センター長及び副センター長の職にある者を除く。） (3) 農学研究院長 (4) その他センター委員会が必要と認めた者
熱帯農学研究センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの専任の教授、准教授及び講師（センター長及び副センター長の職にある者を除く。） (3) 兼任の教授、准教授及び講師 (4) 農学部等事務部長
アイソトープ統合安全管理センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 各実験施設等の室長及び施設長 (4) 理学研究院長、医学研究院長、工学研究院長及び農学研究院長 (5) 歯学研究院長又は薬学研究院長 (6) 比較社会文化研究院、理学研究院、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、工学研究院、総合理工学研究院、農学研究院、生体防御医学研究所、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (7) 理学部等事務部長、医系学部等事務部長、工学部等事務部長及び農学部事務部長
中央分析センター	センター委員会	(1) センター長及び伊都分室の室長 (2) 副センター長を置いた場合は、その副センター長 (3) 工学研究院長及び総合理工学研究院長 (4) 理学研究院、工学研究院及び農学研究院の教授のうちから選ばれた者 各2人 (5) 比較社会文化研究院、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授のうちから選ばれた者 各1人 (6) 工学部等事務部長及び筑紫地区事務部長
留学生センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの専任の教授 (3) 教育担当の副学長及び副理事のうちから総長が指名する者 (4) 国際を担当する理事 (5) 兼任の教員のうち、教授の職にある者 (6) 各研究院（数理学研究院、システム情報科学研究院及び総合理工学研究院を除く。）及び基幹教育院の教授のうちから選ばれた者 各1人 (7) 数理学研究院及びマス・フォア・インダストリ研究所の教授のうちから選ばれた者 1人 (8) システム情報科学研究院及び情報基盤研究開発センターの教授のうちから選ばれた者 1人 (9) 総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授のうちから選ばれた者 1人 (10) 共創学部の教授のうちから選ばれた者 1人

		(11) 国際部長 (12) その他委員長が必要と認めた者
総合研究博物館	運営委員会	(1) 総長が指名する副学長 (2) 館長及び副館長 (3) 総合研究博物館の専任の教授及び准教授（副館長の職にある者を除く。） (4) 附属図書館長 (5) 情報基盤研究開発センター長 (6) 各研究院（数理学研究院を除く。）の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (7) 各附置研究所（マス・フォア・インダストリ研究所を除く。）の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (8) 数理学研究院及びマス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (9) 理学部等事務部長 (10) その他運営委員会が必要と認めた者
システムLSI研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 工学研究院及びシステム情報科学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各2人 (4) 理学研究院、総合理工学研究院及び情報基盤研究開発センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) 数理学研究院及びマス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (6) 工学部等事務部長 (7) その他センター委員会が必要と認めた者
国際宇宙惑星環境研究センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授（副センター長の職にある者を除く。）及び准教授 (3) 理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、農学研究院及び応用力学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (4) 数理学研究院及びマス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (5) 理学部等事務部長 (6) その他センター委員会が必要と認めた者
韓国研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 国際を担当する理事 (4) 人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院、言語文化研究院及び農学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) 理学研究院、工学研究院、芸術工学研究院及びシステム情報科学研究院並びに数理学研究院又はマス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (6) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (7) 比較社会文化研究院及び基幹教育院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (8) 総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授

		及び准教授のうちから選ばれた者 1名 (9) 附属図書館長 (10) 国際部長 (11) その他センター委員会が必要と認めた者
医療系統合教育研究センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教員 (3) 生体防御医学研究所の教授のうちから選ばれた者 1人 (4) 病院臨床教育研修センター長 (5) 病院看護部長 (6) 医系学部等事務部長 (7) その他センター委員会が必要と認めた者
超伝導システム科学研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 工学研究院及びシステム情報科学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各2人 (4) 理学研究院及び総合理工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) 工学部等事務部長 (6) その他センター委員会が必要と認めた者
未来デザイン学センター	未来デザイン学センター運営会議	(1) センター長及び副センター長 (2) センターに置かれる各部門の長 (3) 芸術工学研究院長 (4) 芸術工学部事務部長 (5) その他センター運営会議が必要と認めた者
グローバルイノベーションセンター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの専任の教授（副センター長の職にある者を除く。） (3) 学術研究・産学官連携本部の教授のうちから選ばれた者 若干名 (4) 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院及び言語文化研究院の教授のうちから選ばれた者 3人 (5) 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、農学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所及びマス・フォア・インダストリ研究所の教授のうちから選ばれた者 6人 (6) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授のうちから選ばれた者 2人 (7) 筑紫地区事務部長 (8) その他センター委員会が必要と認めた者
超顕微解析研究センター	運営委員会	(1) センター長及び主任 (2) 工学研究院及び総合理工学研究院の教授、准教授又は講師のうちから選ばれた者 各2人 (3) 比較社会文化研究院、理学研究院、医学研究院、歯学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授、准教授又は講師のうちから選ばれた者 各1人 (4) その他センター委員会が必要と認めた者
環境安全センター	センター委員会	(1) センター長 (2) 人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院、比較社会文化研究院及び言語文化研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人

		<p>(3) 基幹教育院、共創学部及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(4) 理学研究院、工学研究院及び農学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人</p> <p>(5) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人</p> <p>(6) 病院及び病院（別府地区）の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人</p> <p>(7) 芸術工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(8) 総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人</p> <p>(9) 総務部長</p> <p>(10) その他センター委員会が必要と認めた者</p>
西部地区 自然災害 資料セン ター	運営委員 会	<p>(1) センター長</p> <p>(2) 理学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、農学研究院及び応用力学研究所の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 各2人</p> <p>(3) 人文科学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 2人</p> <p>(4) 医学研究院、歯学研究院及び薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(5) 人間環境学研究院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(6) システム情報科学研究院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(7) 比較社会文化研究院及び言語文化研究院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(8) 総合理工学研究院及び先導物質化学研究所の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(9) 副センター長及び主任</p>
大学文書 館	文書館委 員会	<p>(1) 館長及び副館長</p> <p>(2) 文書館の教授及び准教授（兼任の教授及び准教授を除く。）</p> <p>(3) 第30条に規定する兼任の職員</p> <p>(4) 人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(5) 理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院及び情報基盤研究開発センター並びに数理学研究院又はマス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(6) 芸術工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(7) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(8) 比較社会文化研究院、言語文化研究院、基幹教育院及び共創学部の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(9) 総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(10) センター群協議会を構成する教授のうちから選ばれた者 1人</p> <p>(11) 附属図書館長</p> <p>(12) 総合研究博物館長</p> <p>(13) 総務部長</p> <p>(14) 理学部等事務部長</p>

		(15) 附属図書館事務部長
ロバー ト・ファ ン／アン トレプレ ナーシッ プ・セン ター	運営委員 会	(1) センター長 (2) 人文科学府、地球社会統合科学府、人間環境学府、法学府、経済学 府及び教育学部の長のうちから総長が指名する者 1人 (3) 理学府、数理学府、工学府、芸術工学府、システム情報科学府、総 合理工学府、生物資源環境科学府、システム生命科学府及び統合新領域 学府の長のうちから総長が指名する者 3人 (4) 医学系学府、歯学府及び薬学府の長のうちから総長が指名する者 1人 (5) 経済学府産業マネジメント専攻長 (6) 基幹教育院院長 (7) 副センター長 (8) その他運営委員会が必要と認めた者
アドミッ ションセ ンター	センター 委員会	(1) センター長 (2) センターの職員 (3) その他センター委員会が必要と認めた者
水素エネ ルギー国 際研究セ ンター	センター 委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 工学研究院及び総合理工学研究院の教授及び准教授のうちから選ば れた者 各2人 (4) 工学部等事務部長 (5) その他センター委員会が必要と認めた者
未来化学 創造セン ター	センター 委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授 (4) 工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、理学研 究院、医学研究院、薬学研究院、農学研究院及び先導物質化学研究所 の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) 工学部等事務部長 (6) その他センター委員会が必要と認めた者
鉄鋼リサ ーチセン ター	センター 委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 工学部等事務部長 (4) その他センター委員会が必要と認めた者
低温セン ター	センター 運営委員 会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授及び准教授 (4) 理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院及び農学研究院 の教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教 授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (6) 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分 析センター及びグローバルイノベーションセンターの教授及び准教授 のうちから選ばれた者 1人 (7) 理学部等事務部長及び工学部等事務部長 (8) その他センター運営委員会が必要と認めた者
加速器・ ビーム応	センター 運営委員	(1) センター長 (2) 副センター長

用科学センター	会	(3) センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 4人 (4) 理学研究院及び工学研究院の教授又は准教授のうちから選ばれた者各1人 (5) システム情報科学研究院及び農学研究院並びに数理学研究院又はマス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (6) 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院及び言語文化研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (7) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (8) 芸術工学研究院、総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (9) 理学部等事務部長及び工学部等事務部長 (10) その他センター運営委員会が必要と認めた者
グリーンテクノロジー研究教育センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの専任の教授及び准教授 (3) センターに置かれる各部門の長 (4) 筑紫地区事務部長 (5) その他センター運営委員会が必要と認めた者
シンクロトロン光利用研究センター	センター運営委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) 理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、基幹教育院、生体防御医学研究所、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (4) 研究・産学官連携推進部長 (5) その他センター運営委員会が必要と認めた者
先端医療オープンイノベーションセンター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの各部門長 (3) 病院長、医学研究院長及び薬学研究院長 (4) 病院事務部長 (5) その他センター委員会が必要と認めた者
極限プラズマ研究連携センター	研究統合会議	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授のうちから選ばれた者 3人 (4) その他研究統合会議が必要と認めた者
有体物管理センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 (3) 研究・産学官連携推進部産学官連携推進課長 (4) 農学部等事務部長 (5) その他センター委員会が必要と認めた者
分子システム科学センター	センター委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 7人 (4) その他センター委員会が必要と認めた者
日本エジプト科学技術連携	センター委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授及び准教授

センター		(4) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者 1人 (5) 工学研究院長及びシステム情報科学研究院長 (6) 国際部長 (7) 工学部等事務部長 (8) その他センター委員会が必要と認めた者
プラズマ ナノ界面 工学セン ター	センター 委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教員 (4) その他センター委員会が必要と認めた者
E Uセン ター	センター 委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授及び准教授 (4) 国際を担当する理事 (5) 法学研究院長及び経済学研究院長 (6) 国際部長 (7) その他センター委員会が必要と認めた者
環境発達 医学研究 センター	センター 運営委員 会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授及び准教授 (4) その他センター運営委員会が必要と認めた者
ユヌス& 椎木ソー シャル・ ビジネス 研究セン ター	センター 運営委員 会	(1) センター長 (2) センターの教授 (3) 協力教員である教授及び准教授 (4) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者 (5) 共創学部長、経済学研究院長、システム情報科学研究院長及び農学 研究院長 (6) 研究・産学官連携推進部産学官連携推進課長 (7) その他センター運営委員会が必要と認めた者
医用生体 工学研究 センター	センター 委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 6人 (4) 工学研究院の教授又は准教授のうちから選ばれた者 若干名 (5) その他センター委員会が必要と認めた者
次世代燃 料電池産 学連携研 究センタ ー	センター 運営委員 会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターに置かれる各部門の長 (4) 協力教員である教授及び准教授 (5) 工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 2人 (6) 水素エネルギー国際研究センター及びエネルギー研究教育機構の教 授及び准教授のうちから選ばれた者 2人 (7) 学術研究・産学官連携本部の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (8) その他センター運営委員会が必要と認めた者
科学技術 イノベー ション政 策教育研 究センタ ー	センター 委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) 経済学研究院長 (4) その他センター委員会が必要と認めた者

先端素粒子物理研究センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授（副センター長の職にある者を除く。）及び准教授 (3) 経済学研究院、理学研究院及び工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (4) 理学部等事務部長 (5) その他センター委員会が必要と認めた者
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	センター運営委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターの専任の教授及び准教授 (4) 工学研究院の教授又は准教授のうちから選ばれた者 2人 (5) 理学研究院及びシステム情報科学研究院の教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人 (6) その他センター運営委員会が必要と認めた者
水素材料先端科学研究センター	センター運営委員会	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) センターに置かれる各部門の長 (4) 工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 (5) 工学部等事務部長 (6) その他センター運営委員会が必要と認めた者
アジア埋蔵文化財研究センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) 比較社会文化研究院に所属する教員のうち、専らセンターの業務に従事するもの（センター長及び副センター長を除く。） (3) センターの各部門から選ばれた教員（前2号に規定する者を除く。）各1人 (4) 比較社会文化研究院及び人文科学研究院の教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) キャンパス計画及び施設管理委員会委員のうちから選ばれた者 1名 (6) 人文社会科学系事務部長 (7) その他センター委員会が必要と認めた者
キャンパスライフ・健康支援センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教員 (3) その他センター委員会が必要と認めた者
五感応用デバイス研究開発センター	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) システム情報科学研究院長 (4) その他センター委員会が必要と認めた者
持続可能な社会のための決断科学センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの専任の教授、准教授、講師及び助教 (3) プログラムを担当する教員のうち、プログラムのモジュールリーダー及びサブリーダーとしてセンター長が指名した者 (4) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者 (5) 学務部長 (6) その他センター運営委員会が必要と認めた者
サイバーセキュリティ	センター委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授及び准教授

ティセンター		(3) 情報基盤研究開発センター長 (4) 情報統括副本部長 (5) 病院メディカル・インフォメーションセンター長 (6) 国際部長 (7) 情報システム部長 (8) その他センター委員会が必要と認めた者
数理・データサイエンス教育研究センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授、准教授及び講師 (3) 数理学研究院長、マス・フォア・インダストリ研究所長及びシステム情報科学研究院長 (4) 基幹教育院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人 (5) 工学部等事務部長 (6) 理学部等事務部長 (7) その他センター運営委員会が必要と認めた者
植物フロンティア研究センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) 農学研究院長、理学研究院長、有体物管理センター長 (3) センターに置かれる各部門の長 (4) 農学部等事務部長、理学部等事務部長 (5) その他センター運営委員会が必要と認めた者
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人 (3) 工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人 (4) システム情報科学研究院、先導物質化学研究所及びグローバルイノベーションセンターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) その他センター運営委員会が必要と認めた者
都市研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授から選ばれた者 2人 (3) その他センター委員会が必要と認めた者
次世代接着技術研究センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) 工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人 (3) 先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 若干人 (4) 経済学研究院、マス・フォア・インダストリ研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (5) その他センター運営委員会が必要と認めた者
先進電気推進飛行体研究センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターの教授及び准教授 (3) システム情報科学研究院長 (4) その他センター運営委員会が必要と認めた者
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	センター運営委員会	(1) センター長及び副センター長 (2) センターに置かれる各部門の長 (3) カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の教授及び准教授のうちから所長が指名する者 (4) その他センター運営委員会が必要と認めた者

ラーニングアナリティクスセンター	センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) センター長及び副センター長 (2) センターに置かれる各部門の長 (3) 情報基盤研究開発センター及びシステム情報科学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 (4) 情報システム部長及び学務部長 (5) その他センター運営委員会が必要と認めた者
洋上風力研究教育センター	センター戦略会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) センター長及び副センター長 (2) 工学研究院、システム情報科学研究院、応用力学研究所、マス・フォア・インダストリ研究所、エネルギー研究教育機構、グローバルイノベーションセンター及び学術研究・産学官連携本部の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人 (3) その他センター戦略会議が必要と認めた者

別表 4

センター名	担当する事務組織
実験生物環境制御センター	農学部等事務部
熱帯農学研究センター	農学部等事務部
アイソトープ統合安全管理センター	理学部等事務部、医系学部等事務部及び農学部等事務部
中央分析センター	筑紫地区事務部及び工学部等事務部
留学生センター	国際部国際企画課及び留学課
総合研究博物館	理学部等事務部
システムL S I 研究センター	工学部等事務部
国際宇宙惑星環境研究センター	理学部等事務部
韓国研究センター	国際部国際企画課
医療系統合教育研究センター	医系学部等事務部
超伝導システム科学研究センター	工学部等事務部
未来デザイン学センター	芸術工学部事務部
グローバルイノベーションセンター	筑紫地区事務部
超顕微解析研究センター	工学部等事務部
環境安全センター	総務部環境安全管理課
西部地区自然災害資料センター	工学部等事務部
大学文書館	総務部総務課
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	研究・産学官連携推進部産学官連携推進課
アドミッションセンター	学務部入試課
水素エネルギー国際研究センター	工学部等事務部
未来化学創造センター	工学部等事務部
鉄鋼リサーチセンター	工学部等事務部
低温センター	理学部等事務部
加速器・ビーム応用科学センター	理学部等事務部及び工学部等事務部
グリーンテクノロジー研究教育センター	筑紫地区事務部
シンクロトロン光利用研究センター	研究・産学官連携推進部研究企画課
先端医療オープンイノベーションセンター	病院事務部
極限プラズマ研究連携センター	筑紫地区事務部
有体物管理センター	研究・産学官連携推進部産学官連携推進課及び農学部等事務部
分子システム科学センター	工学部等事務部
日本エジプト科学技術連携センター	工学部等事務部
プラズマナノ界面工学センター	工学部等事務部
E Uセンター	国際部国際企画課
環境発達医学研究センター	医系学部等事務部
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	研究・産学官連携推進部産学官連携推進課
医用生体工学研究センター	工学部等事務部
次世代燃料電池産学連携研究センター	工学部等事務部
科学技術イノベーション政策教育研究センター	学務部学務企画課
先端素粒子物理研究センター	理学部等事務部

分子システムデバイス産学連携教育センター	工学部等事務部
水素材料先端科学研究センター	工学部等事務部
アジア埋蔵文化財研究センター	人文社会科学系事務部
キャンパスライフ・健康支援センター	学務部学生支援課
五感応用デバイス研究開発センター	工学部等事務部
持続可能な社会のための決断科学センター	学務部
サイバーセキュリティセンター	情報システム部情報企画課
数理・データサイエンス教育研究センター	工学部等事務部
植物フロンティア研究センター	農学部等事務部
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	工学部等事務部
都市研究センター	工学部等事務部
次世代接着技術研究センター	工学部等事務部
先進電気推進飛行体研究センター	工学部等事務部
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	I ² CNER・Q-PIT共通事務支援室
ラーニングアナリティクスセンター	情報システム部情報企画課
洋上風力研究教育センター	研究・産学官連携推進部産学官連携推進課及び筑紫地区事務部